

【様式 1-10】

一般社団法人山口県観光連盟 御中

## 「旅々やまぐち割プラス（全国旅行支援）」 登録宿泊施設参加申請書（住宅宿泊事業法適用の民泊事業者）

「旅々やまぐち割プラス（全国旅行支援）」の登録宿泊施設として参加するため、下記のとおり提出いたします。

### 【宿泊施設情報】

フリガナ	
宿泊施設名	
所在地	〒
ホームページアドレス	
営業形態 いずれかに○印	1. 予約時のみ営業 2. 毎週決まった曜日に営業（ 曜日） 3. 一定期間営業（ 月 日～ 月 日） 4. その他（ ）
住宅宿泊管理者への委託 いずれかに○印	1. 委託あり →別紙委任状等をご提出ください。 2. 委託なし ※1の場合、以下の項目は管理受託契約を締結している住宅宿泊管理者の情報をご記入ください。
電話番号	日中連絡のつく電話番号を2つご記入ください。 住宅宿泊管理者へ委託している場合は、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理者の両方の電話番号をご記入ください。
電話番号①	いずれかに○印：1. 宿泊施設 2. 住宅宿泊事業者 3. 住宅宿泊管理者 4. その他（ ）
電話番号②	いずれかに○印：1. 宿泊施設 2. 住宅宿泊事業者 3. 住宅宿泊管理者 4. その他（ ）
FAX 番号	（ ） ー
電子メールアドレス	
フリガナ	
経理(会計)担当者名	
施設客室数	_____ 室
最大宿泊受入人数 (1日あたり)	_____ 人
未就学児 宿泊施設使用料 (1人あたり)	_____ 円
未就学児 追加寝具代 (1人あたり)	_____ 円
入湯税 (1人あたり)	_____ 円

※上記の宿泊施設名、所在地、ホームページアドレス、TEL番号①は、「旅々やまぐち割プラス」公式ホームページへ掲載します。

### 【振込先口座】

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	労働金庫 農協	本店 支店
	銀行コード	支店コード	① 普通 ・ ② 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

次の項目を確認し、☑印を記入の上、署名してください。

【宿泊施設登録条件】

次の項目について、すべて満たす必要があります。満たしている項目に☑印を記入してください。

- 「旅館業法」（昭和23年法律第138号）第3条の規定による許可又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした施設など、事業を行うために必要な許可を得ている宿泊施設であること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定される施設ではないこと。
- 「山口県暴力団排除条例」（平成22年山口県条例第37号）を遵守すること。
- 営業の有無に関わらず必ず連絡のつく電話番号を2つ以上登録すること。
- チェックイン・チェックアウト時のお客様への対応計画書を提出すること。
- 登録旅行会社が本事業に関する実績提供を求める場合は、それに応じること。
- 旅々やまぐち割プラス公式ホームページ上に宿泊施設名、所在地等の公開に同意すること。
- 山口県観光連盟が必要と判断した場合に、本申請書に記載した情報について山口県の関係部署、事業所所在地の市町及び警察に提供することについて同意すること。
- その他関係法令や公序良俗に反しないこと。

【クーポン利用条件】

次の項目について、すべて満たす必要があります。満たしている項目に☑印を記入してください

- 事業予算枠の上限に達した場合は、旅々やまぐち割プラス対象期間中であっても補助の適用は終了となります。**
- 対象者は日本国内に居住する旅行者に限ります。本人確認は旅行事業者が行います。
- 登録旅行会社が販売する貸切バスを利用した団体旅行（募集型企画旅行、受注型企画旅行（一般団体・教育団体）、手配旅行）が対象です。申込方法は、登録旅行会社で予約した旅行が対象です。支払方法は登録旅行会社で事前決済した旅行が対象です。
- クーポンの有効期間は、チェックインからチェックアウト日までです。期限内に使用しなかったものは権利放棄扱いとなります。
- 使用済みのクーポンは再度使用することはできません。**
- クーポンの第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止します。**
- 旅々やまぐち割プラス対象期間を過ぎてからの申込みは、いかなる場合も補助の対象にはなりません。
- 山口県内の感染状況等を踏まえて事業の一時停止を知事が判断した場合、山口県の当該地域から出発する旅行については、原則として、引き続き補助金等事業の対象とすることとします。但し、当該都道府県の区域が緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域と公示された場合、全事業を一時停止します。加えて、都道府県の感染状況が相当程度悪化していると国が判断する場合には、当該都道府県の全部又は一部の居住者による旅行について、目的地の都道府県において、補助金等事業の対象から除外します。事業が一時停止となった場合、全ての旅行（一時停止となった翌日から起算して8日目以降のご予約済みの旅行予約及び既に申込・清算済の旅行）に対して、旅々やまぐち割プラスは適用外となります。また、山口県観光連盟（及び事務局）からのキャンセル料等の補填はありません。その場合は、直ちにクーポンの利用を停止します。

上記の内容について遵守します。

令和 年 月 日

宿泊施設名

代表者氏名

印

以下の書類の添付を確認後、印を記入してください。

- 旅館・ホテル等を営業する上で、必要な許可を得ていることを証する書類（旅館業営業許可証・住宅宿泊事業法）の写し
- 登録宿泊施設（住宅宿泊事業法適用の民泊事業者）参加申請書/販売予定金額申請（本申請書）
- チェックイン・チェックアウト対応計画書
- （住宅宿泊管理業者を窓口とする場合）
  - ① 委任状
  - ② 住宅宿泊管理業務を行う上で、必要な登録を受けていることを証する公的書類の写し
- 口座番号を確認できる書類  
（通帳の表紙と中開きのページ（通帳を開いた最初のページ）のコピー、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面を印刷したもの）